

第32回横須賀市景観審議会議事録要旨

横須賀市 都市部 まちなみ景観課

◇ 開催日時 令和5年(2023年)7月12日(水)9時30分～11時00分

◇ 場 所 横須賀市役所3号館3階301会議室

◇ 議 事

- | | |
|---------------------------------|---------|
| (1) 横須賀市景観審議会運営要領の改正について(審議) | 資料1 |
| (2) 令和4年度景観法・景観条例の運用状況等について(報告) | 資料2 |
| (3) 令和4年度屋外広告物条例の運用状況等について(報告) | 資料3 |
| (4) 令和4年度景観審議会専門部会議事案件について(報告) | 非公開 資料4 |
| (5) 景観審議会専門部会議事案件の完了状況について(報告) | 非公開 資料5 |

◇ 出席者

委員10人

小林正美委員長、田口敦子副委員長、柿崎俊道、菊竹雪、工藤幸久、栗原輝男、
小泉厚、松下啓一、柳澤潤、吉田愼悟
(欠席2人 国吉直行、山畑信博)

事務局6人

都市部長・廣川淨之(挨拶後退席)、まちなみ景観課長・遠藤盛久、
景観担当主査・土屋文代、屋外広告物担当主査・古川雅人、高橋翔太、高橋弦基

◇ 傍聴人 2人

◇ 議 事

事務局から、当審議会委員12人のうち10人の出席により会議が成立している旨、傍聴人2人の出席の旨を報告した。内容は次のとおり。

また、委員長から議事録署名委員として、田口委員と松下委員を指名した。

(凡例)

以下記録の質疑などにおいて、委員からの質問は「●」、意見などは「■」の記号を付し、説明や回答については「○」の記号を付している。

1. 横須賀市景観審議会運営要領の改正について（審議）

(1) 事務局から別添「資料1」に基づき説明

(2) 質疑・意見等

特になし。改正案のとおり運営要領が変更された。

2. 令和4年度景観法・景観条例の運用状況等について（報告）

(1) 事務局から別添「資料2」に基づき説明

(2) 質疑・意見等

●質問（松下委員）

景観パトロールについて、質問したい。1つは、市の職員が見て回っているのかということと、もう1つは4回実施しているようだが、その程度の活動でちょうど良いと考えているのか。

○回答（事務局）

こちらの活動は、定期的に実施しているわけではなく、屋外広告物担当業務の中で、違反広告物の除却を業者に委託しており、委託業者が毎週市内を巡回している。その際、4階建て以上の足場がかかっている建物を発見した際に報告してもらえることとなっている。その報告を受け、景観手続き書類の提出があるのか確認し、手続きがされていなければ、現場に出向いて景観手続きの案内を行っている。昨年度は、あまり足場の報告がなかったため、4回の実施に留まっている。

■意見（松下委員）

私が言いたかったのは、職員が足場の現場を探し回るのではなく、情報が集めるような仕組みを作れば良いということである。例えば、市民自体がパトロールを行い、情報が入ったらその時に出向くなども考えられると思う。

●質問（小林委員長）

色彩相談の事例に関して、貝山緑地トイレの竣工後のスライドを見たときに、真っ白という印象を受けた。その色になった経緯を知りたい。

○回答（吉田委員）

白くなった経緯だが、貝山緑地からヒントを経て、色彩計画を考え、白くしたいとの主張だった。本来であれば、外壁の色が白すぎると汚れが目立つため、明るすぎないほうが良い。また、貝山緑地と関連付けたいのであれば、色だけで表現するものでは

なく、形や素材感で表現したほうが良いと伝えたが、色々な事情があり、色だけで表現したいとのことだった。貝山緑地の石づくり風のデザインを参考にしているとのことなので、現地に出向き、色を測り、同じ色で塗ることを提案した。また、2トーンにする際は、同じ色相内で、明度差 1.5 以上にするとうまいとアドバイスを行い、前にある目隠し壁のアール部分とトイレ本体の外壁とで色に変化をつけている。

3. 令和4年度屋外広告物条例の運用状況等について（報告）

（1）事務局から別添「資料3」に基づき説明

（2）質疑・意見等

●質問（柳澤委員）

違反屋外広告物に是正事例に対して質問がある。これは、広告物自体の高さを否定しているのか。それとも、建物と合わせた全体の高さのことを否定しているのか。

○回答（事務局）

広告物ごと、また地域ごとに高さ何メートル以内ということが決まっており、その基準を超えていたため、是正指導を継続していた。

■意見（松下委員）

広告景観推進協力員について、今の話だと高齢化で先行きが不安であるということだが、ボランティアのポイントは、自分が社会のために役立っていると感じる自己有用感にある。あと、粘り強い口コミしかない。前からずっと訴え続けていた交通費相当分の支給については、対応できることになり、それは良くなったと思うが、あとは自己有用感が強調されるような場面設定もしくは出番づくり、PRをすることが大事である。

■意見（柿崎委員）

自分が認められたと思うとすごく嬉しいので、ボランティアに参加された方をよこすか景観ニュースで表彰することや、ホームページで紹介するのはどうだろうか。また、毎回参加してくれる方を「景観マイスター」として役職を与え、シールを渡すなど、また次回も参加しようと思ってくれることも考えられる。さらに役職を与えることで、周りの方に自慢したり、誘ってくれたりすることで、広がりを見せるのではないかな。

○回答（事務局）

貴重な意見ありがたい。モチベーションに繋がるようなやり方について、検討していきたい。

現在も長期間活動された協力員をまちなみ景観課から推薦し、市民表彰を受けられる形にはなっている。市民表彰の対象になるとホームページ等で掲出されるほか、市政施行記念式典で市長から表彰されるため、モチベーションには繋がると考えている。

■意見（柿崎委員）

長期間の活動がポイントだと考えられ、このような取り組みは、1回で表彰されてもいいと思う。

■意見（松下委員）

自分たちの活動が掲載されることがモチベーションに繋がる。市長表彰まで大げさではなくてもよいが、どこかに自分たちの活動が掲示されることは市民ボランティアを増やすことに繋がるのではないかな。

■意見（工藤委員）

現在、市民部コミュニティ推進課で、町内会や商店街において、アドバイスを頂ける方の募集を行っており、多くのチラシなどを市民に対して配布している。そういった機会に他の課とも連携し、市民に対する配布物の中に広告景観推進協力員の募集に関するチラシを同封してもらうと良いのではないかな。

●質問（小林委員長）

許可件数のところで継続の場合は、3年ごとの更新を行うということだが、その際に改めて審査も行うのか。それとも事務的に手数料を支払って更新するものなのか。

○回答（事務局）

継続の際は、都度審査も行い、かつ自主点検報告書の提出も求め、安全面での確認も行っている。

■意見（田口委員）

次回以降の審議会では、更新の申請をした方の割合を報告していただきたい。現在、非常に問題になっていることとして、新規掲出時には申請を行ったとしても、継続手続きを行うタイミングでは、手続きを行わない事業者が多いことである。最初に許可をもらっているから良いと、事業者があまり自覚していない。この報告書に書かれている継続件数は、継続する必要がある広告物のほんの一部であるのではないかな。

●質問（小林委員長）

横須賀市は、広告の掲出料金が安い方なのか。

○回答（事務局）

広告の掲出量に応じて手数料を徴収しているため、大きな面であるほど、料金が高くなる。

■意見（栗原委員）

先ほど、業者が屋外広告物の手続きについて、把握していないのではないかなという話があったが、一例として、今度、川崎市主催で官民合同の屋外広告物勉強会を実施するところだが、これは、相模原市でも実施している。横須賀市も特例屋外広告業届出

業者に対して案内し、官民合同の勉強会を開いたらどうだろうか。現在、横須賀市には、27 の広告業者がいるが、神奈川県広告物協会や日本屋外広告業団体連合会の配下団体は5社しかいない。そのほかの業者は、こういったことを知る機会もないため、勉強会みたいなものを開催することで、関心を持ってもらうことは重要ではないか。

以前、横浜市の勉強会に参加した際は、商店会長と商店街を街歩きのように歩き、違反広告物を見つけたら、店舗に対して指導するというものだった。商店会長が随行したことで、店舗とのトラブル防止にもなるし、また、違反広告物の実態が見ることができたので、とても勉強になった。

○回答（事務局）

他自治体で、どのような形で実施しているのか調べ、検討したいと思う。

4. 令和4年度景観審議会専門部会議事案件について（報告）

非公開

5. 景観審議会専門部会議事案件の完了状況について（報告）

非公開

閉会